

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【令和2年予算概算要求】 地域生活支援促進事業 198,543千円（128,543千円）＜拡充＞



地方自治体における
医療的ケア児等の協議の場の設置



医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・各種サービスの紹介や相談
- ・医療、福祉、教育等の関係機関との連携



医療的ケア児等コーディネーターや
医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修

14 事業所からの付き添いなどのバックアップ
適切な情報交換



障害児通所支援施設 保育園・幼稚園

併行通園の促進



家族のレスパイト



きょうだい児への支援

課題

その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

医療的ケア児等とその家族への支援

支援施策の検討

日中の居場所作り

医療的ケア児や家族に対する支援の充実

支援者の確保

支援者の確保

医療的ケアのある子どもとその家族

総合的な支援を実施

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいニーズに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能

新規（拡充）

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 就業先とのマッチング 等



看護職員への研修



障害児通所支援施設

医療的ケア児等に対応する看護職員確保
のための体制構築（新規）

質の高い訪問看護の確保③

自治体への情報提供の見直し

- 訪問看護ステーションから自治体への情報提供が効果的に実施されるよう、利用者の状態等に基づき、算定要件や対象の見直しを行う。

現行

【訪問看護情報提供療養費】

[算定要件]

- 指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定

改定後

【訪問看護情報提供療養費¹】

[算定要件]

- 市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等

15

学校への情報提供に係る評価

- 医療的ケアが必要な小児が学校へ通学する際に、訪問看護ステーションから訪問看護についての情報を学校へ提供した場合の評価を新設する。

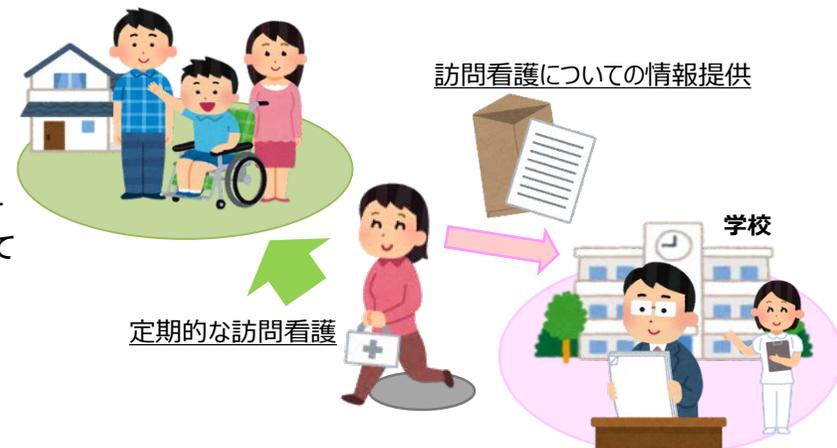
(新) 訪問看護情報提供療養費² 1,500円

[算定要件]

小学校又は中学校等に入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について、学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定。

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の15歳未満の小児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる15歳未満の小児
- (3) 15歳未満の超重症児又は準超重症児



質の高い訪問看護の確保⑪

長時間の訪問看護における医療的ケア児への対応

- 在宅で療養しながら生活する小児への支援を充実するために、医療的ケアが必要な児における長時間訪問看護加算の算定回数を週1日から週3日まで拡大する。*在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料の当該加算についても同様

現行

長時間訪問看護加算(週1日まで)

[算定対象]

- (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者
- (3) 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算(週3日まで)

[算定対象]

上記の(1)

改定後

長時間訪問看護加算(週1日まで)

[算定対象]

- (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者
- (3) 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算(週3日まで)

[算定対象]

上記の(1)及び(2) (15歳未満の小児)



【特掲診療料の施設基準 別表8】

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理
 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者



乳幼児への訪問看護の評価

- 乳幼児への訪問看護を推進するために、乳幼児加算の評価を充実する。

現行

【訪問看護基本療養費】

乳幼児加算・幼児加算 500円

【在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料】

乳幼児加算・幼児加算 50点

改定後

【訪問看護基本療養費】

乳幼児加算 1,500円

【在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料】

乳幼児加算 150点

教育・福祉の連携・協力推進協議会

趣旨

教育再生実行会議第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（平成29年6月1日）の中では、教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築の必要性について提言されている。

これを踏まえ、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が行われるよう、文部科学省及び厚生労働省の関係局課が連携・協力し、教育・福祉・保健等の現場の関係者との意見交換等を通じて、具体的な課題を把握するとともに、効果的な施策の策定をはじめ必要な取組を進めていくための検討を行う場として、「**教育・福祉の連携・協力推進協議会**」を設置する。

協議会の下に置くワーキンググループ

- ・ 放課後の子どもの居場所づくり
- ・ 家庭教育支援と子育て支援の連携強化
- ・ 貧困家庭等の子どもの学習支援
- ・ 困難を抱えた家庭等への対応に関する学校と福祉関係部局の連携
- ・ 母子保健等と学校保健の連携強化
- ・ 障害を持った児童生徒に対する支援
- ・ **医療的ケア児への支援における多分野の連携強化**